

議案第 4 号

和光市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

和光市空家等対策協議会条例（令和 5 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(設置) 第 1 条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。） <u>第 8 条第 1 項</u> の規定に基づき、和光市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。 (所掌事務) 第 2 条 協議会は、 <u>法第 7 条第 1 項</u> に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行う。	(設置) 第 1 条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。） <u>第 7 条第 1 項</u> の規定に基づき、和光市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。 (所掌事務) 第 2 条 協議会は、 <u>法第 6 条第 1 項</u> に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。